

# こども誰でも通園制度

保育所等に在籍していない0歳6か月～満3歳未満のお子さんが、  
就労要件なしで、月10時間まで保育所等を利用できます。

- 👶 0歳6か月～満3歳未満
- 💰 300円/時間
- ✅ 就労要件なし
- 🏠 保育所等未在籍
- 🕒 月10時間まで（翌月持ち越し不可）



こども誰でも通園制度は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

## 対象となるこども

 0歳6か月～満3歳未満 (3歳の誕生日の前々日まで)	 保育所等に在籍していない	 乳児等支援給付認定済み (詳しくは裏面へ)
-----------------------------------	------------------	------------------------------

## 一時預かりとの違い

比較項目	一時預かり	誰でも通園制度
制度の目的	保護者の事情への対応	こどもの育ちの支援
利用の起点	保護者の都合・事情	こどもの発達・体験
利用の形態	一時的な利用	継続的・定期的な利用
就労要件	なし	なし
月の利用上限	施設による	月10時間まで

## 利用料

こども1人 <b>300円</b> 1時間あたり	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用料のほかに実費負担（給食費・おやつ代など）がかかる場合があります</li><li>・月10時間まで利用可能（翌月への持ち越し不可）</li><li>・1回あたりの利用可能時間は施設ごとに異なります</li><li>・生活保護世帯・非課税世帯等は裏面の減免表をご参照ください</li></ul>
--------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 実施施設

 📍 鯉ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 347番地 43 ☎ 0173-72-2277	 📍 鯉ヶ沢町大字北浮田町字今須 79番地 ☎ 0173-72-2704
-----------------------------------------------	--------------------------------------------

※ 実施曜日・時間・受入年齢・給食等の詳細は、「こども誰でも通園制度総合支援システム」でご確認いただくか、各施設にお問い合わせください。

# 利用の流れ・キャンセルについて

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業） 鯉ヶ沢町

## 利用の流れ

- 1 認定申請（乳児等支援給付認定を受けるための申請）**  
以下のいずれかの方法により町へ認定申請をしてください。  
【電子申請】こども誰でも通園制度つうえんポータルから申請  
【窓口】認定申請書をほけん福祉課 児童福祉班へ提出
- 2 認定と利用者アカウントの発行**  
認定後、登録メールアドレスに利用者アカウント発行の通知が届きます  
※申請から発行まで1～2週間ほどかかります
- 3 お子さんの情報を登録**  
「こども誰でも通園制度総合支援システム」に、お子さんの情報を入力します
- 4 初回面談および利用契約の締結**  
お子さんも同席の上、利用を希望する施設で面談を行います。  
アレルギーや発育状況等を確認後、重要事項の説明を受け、利用契約を締結します  
※総合支援システムから面談の予約を行ってください
- 5 利用の予約**  
総合支援システムから予約を行ってください。利用希望日の30日前から予約可能です  
※事前面談が完了した施設のみ予約可能。受付締切日は施設ごとに異なります
- 6 当日の利用**  
予約した時間に施設へお越しください。利用料金等は施設が定める方法でお支払いください



## 利用のキャンセルについて

💡 急な体調不良等でも、利用開始前にご連絡いただければ利用料や利用枠の消費は発生しません。できる限り速やかにご連絡ください。

区分	利用開始時間前（連絡あり）	利用開始時間後・無断キャンセル
利用料金	× なし	○ あり
実費負担	× なし	○ あり
利用枠の消費	× なし	○ あり

※利用日の変更・キャンセルは、できる限り利用日前日までに予約した施設へご連絡ください。

※「前日」とは、施設の誰でも通園制度実施日のうち、利用日の1営業日前を指します。詳細は各施設にご確認ください。

※遅刻やお迎えの繰り上げの場合も、利用時間・利用料金は予約時間で計算します。

## 利用料の減免

世帯区分	減免額/時間
生活保護受給世帯	300円
住民税非課税世帯	240円
所得割額 77,101円未満	210円
要保護児童のいる世帯等（町長が認める世帯）	150円

※実費負担（給食費等）は減免対象外です

## ● 利用にあたっての留意事項

- ・送り迎えは保護者が責任を持って行ってください
- ・重要事項説明書をよくご確認のうえご利用ください
- ・初回等、親子一緒の通園をお願いする場合があります
- ・利用定員があり、ご希望に沿えないことがあります